

令和元年第9回 美里町農業委員会会議録

令和元年9月9日

令和元年第9回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番 奥村 智 3番 永田末廣 4番 善積邦昭 5番 長木一美
6番 松村新二 7番 田中 豊 9番 松田政明 10番 吉田美好

欠席委員

8番 吉坂美佐子

欠員 1名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時00分

事務局長（富永英司君）こんにちは。只今から令和元年第9回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長（吉田美好君）前回の継続審議議案について、現地確認を行いたいと思いますので、開会后現地へ向かいます。

会長（吉田美好君）それでは、会議を再開いたします。私の方で議事を進めさせていただきます。本日は8番吉坂委員が欠席でございますが、美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、3番永田委員、4番善積委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。継続審議議案第22号農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号1について、事務局より説明はありませんか。

事務局（上村海晴君）はい、それでは、継続審議議案第22号番号1について、説明を行います。先月の会議でありました質疑につきまして始末書が添付されていますので経緯について説明いたします。平成29年2月に5条の許可が下りております。翌月の平成29年3月に登記申請がされております。当初は熊本市北区にある自宅を売却し、今回の申請地に個人住宅を建設し、美里町に移住する予定でしたが、熊本市北区にある自宅が3年近くたっても売却先が決まらず、美里町に移住することが出来ませんでした。そうするうちに益々高齢になり、新里町に個人住宅を建て、移住する計画を遂行することが極めて困難になりました。そして、申請地をどうするか思案していたときに、知人の紹介で・・・様が購入を検討したいと申し出てくださったので今回の農地転用許可申請をした次第です。このように転売目的で下記農地を取得したわけではなく、今回の転用申請に至りました。その点をご報告いたします。という経過の書かれた始末書がついております。以上で説明を終わります。

会長（吉田美好君）以上で事務局より、番号1の説明を終わります。早速、継続審議議案第22号番号1のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

会長（吉田美好君）県には今回の件についての確認はとれていますか。

事務局（上村海晴君）はい。県に確認いたしましたところ、登記が今回の申請人様にされていますので、今回は申請人様から・・・様への転用で大丈夫と伺っております。

7番（田中豊君）はい。許可後着工されているか確認する必要があるのではないかと。

事務局（安達浩一君）はい。転用許可後3ヶ月後に一回工事進捗状況の報告を、それと完了後に写真付で完了報告を提出していただいております。

会 長（吉田美好君）他にありませんか。質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。継続審議議案第 22 号農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって継続審議議案第 22 号番号 1 は、原案どおり決定しました。次に進みます。継続審議議案第 22 号農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 2 を議題とし、内容の説明を 1 番奥村委員に求めます

1 番（奥村智君）はい。議案第 22 号番号 2、権利所有権移転、・・・・・・以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありますか。

事務局（上村海晴君）はい。それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが譲受人は建設業を営んでおられ、今回、駐車場、及び資材置場を目的に土地を選定されました。次に造成計画ですが、土砂を入れ整地する計画となっております。また、排水計画は雨水につきましては自然浸透並びに既設道路側溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は国道と宅地で分断された 10ha 未満の第 2 種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっております、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で継続審議議案第 22 号、番号 2 の内容説明を終わります。早速、継続審議議案第 22 号番号 2 のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。継続審議議案第 22 号農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 2 は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって継続審議議案第 22 号番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 25 号農地法第 3 条の規定による許可申請農業委員会許可分番号 1 から番号 3 について、事務局より補足の説明はありますか。

事務局（安達浩一君）はい。それでは、議案第 25 号番号 1 から番号 3 について、続けて補足の説明を行います。番号 1 は、譲渡人は高齢で農地の管理が出来ておらず、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。続きまして番号 2 の補足の説明をいたします。番号 2 は譲渡人が農地の

管理が困難であり、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号 3 の補足の説明をいたします。番号 3 は譲渡人が 4 名おられます。譲渡人が申請地を 4 分の 1 ずつ相続されましたが 4 名とも町外在住で農地の管理が困難であり、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、番号 1 から番号 3 のいずれも下限面積要件並びに周辺地域における効率的かつ総合的な農地利用の確保について支障を生じるおそれの有無など農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 (吉田美好君) 以上で事務局より、番号 1 から番号 3 の補足の説明を終わります。それでは、議案第 25 号番号 1 を議題とし、内容の説明を 6 番松村委員に求めます。

6 番 (松村新二君) 議案第 25 号番号 1、権利所有権移転、・・・・・・・・以上です。

会長 (吉田美好君) 以上で議案第 25 号番号 1 の内容説明を終わります。それでは番号 1 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 (吉田美好君) 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 25 号農地法第 3 条の規定による許可申請農業委員会許可分番号 1 は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長 (吉田美好君) 全員賛成と認めます。よって、議案第 25 号番号 1 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 25 号番号 2 を議題とし、内容の説明を 1 番奥村委員に求めます。

1 番 (奥村智君) 議案第 25 号番号 2、権利所有権移転、・・・・・・・・以上です。

会長 (吉田美好君) 以上で議案第 25 号番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 (吉田美好君) 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 25 号農地法第 3 条の規定による許可申請農業委員会許可分番号 2 は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長 (吉田美好君) 全員賛成と認めます。よって、議案第 25 号番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 25 号番号 3 を議題とし、内容の説明を 1 番奥村委員に求めます。

1 番 (奥村智君) 議案第 25 号番号 3、権利所有権移転、・・・・・・・・以上です。

会長 (吉田美好君) 以上で議案第 25 号番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 25 号農地法第 3 条の規定による許可申請農業委員会許可分番号 3 は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 25 号番号 3 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 26 号農地法第 4 条の規定による許可申請県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 3 番永田委員に求めます。

3 番（永田末廣君）議案第 26 号農地法第 4 条申請番号 1、・・・・・・備考添付書類は記載の通りです。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（安達浩一君）はい。それでは補足の説明をいたします。議案第 26 号番号 1 資料 2 をご覧ください。この案件につきましては転用許可以前に植林された経過があり、始末書のついた追認案件となっております。なお、農地法を失念されていたため始末書も添付されており、転用につきましては問題ありません。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 26 号番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 26 号農地法第 4 条の規定による許可申請県知事許可分番号 1 は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 26 号番号 1 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 26 号、農地法第 4 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 を議題とし内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田政明君）はい。議案第 26 号農地法第 4 条申請番号 2、・・・・・・備考添付書類は記載の通りです

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（安達浩一君）はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 26 号番号 2 資料 2 をご覧ください。この案件につきましては転用許可以前に植林された経過があり、始末書のついた追認案件となっております。なお、農地法を失念されていたため始末書も添付されており、転用につきましては問題ありません。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 26 号番号 2 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 26 号、農地法第 4 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 は原案どおり決

定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 26 号番号 2 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし、内容の説明を 1 番奥村委員に求めます。

1 番（奥村智君）はい。議案第 27 号番号 1、権利所有権移転、・・・・・・以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上村海晴君）はい、それでは補足の説明を行います。まず土地の選定理由ですが、グラウンドゴルフ練習場を目的に申請地を選定されました。次に造成計画ですが、山砂を使用し、造成を行う計画となっております。また、排水計画は自然浸透並びに既設道路側溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましても、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われます。なお、当該申請農地は山林と 3m の高低差で分断された第 2 種農地で転用申請は問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 27 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 1 は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 27 号番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。事務局何かありませんか？

事務局 ありません。

会 長（吉田美好君）それでは、本日の会議はこれもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印